

大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設

	施設名	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力:50t/日以上
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積:1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石、セメント用)	ベルト巾:75cm以上 又はバケットの内容積:0.03m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力:75KW以上
5	ふるい(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力:15KW以上